

◆所得税の確定申告が必要な方

- ① 農業や自営業の方、アパートや土地を貸して収入を得ている方、土地や建物などを売却した方
- ② 給与所得者で、令和6年中の収入金額が2,000万円を超える方
- ③ 1カ所から給与を受けている方で、その他の各種所得（給与所得と退職所得以外の所得）の合計金額が20万円を超える方
- ④ 2カ所以上から給与を受けている方で、年末調整をされなかった給与収入とその他の各種所得（給与所得と退職所得以外の所得）の合計金額が20万円を超える方

●確定申告は自宅からスマホ申告で

確定申告書作成会場は、大変混雑します。 税務署に行かなくても、スマートフォンとマイナンバーカードがあれば、**自宅から「e-Tax」で作成・提出ができます。**
詳細は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。



確定申告書等作成コーナー

●佐原税務署では確定申告書作成会場を開設します

開設期間 2月17日(月)～3月17日(月)【土・日曜日・祝日を除く】

相談時間 午前9時～午後5時（受付：午前8時30分～午後4時）
※提出のみの方は午後5時まで

必要なもの ①スマートフォン ②マイナンバーカード ③マイナンバーカードの暗証番号
④源泉徴収票などの申告に必要な書類 ⑤令和6年分確定申告のお知らせはがき

※混雑回避のため入場整理券を配付します。入場整理券は、当日会場で配付するほか、国税庁LINE公式アカウントを友だち追加することで事前発行ができます。
なお、配付状況に応じて受け付けを早く締め切る場合があります。



国税庁LINE公式アカウント

【マイナンバーカードの暗証番号を忘れてしまった場合】

住民登録がある市区町村で初期化申請を行う必要があります。必ず暗証番号の再発行を受けてからご来場ください。

【佐原税務署に書面で申告書などを提出する場合】

税務行政のデジタル化における手続きの見直しの一環として、申告書などの控えに收受日付印の押印を行わないこととしました。書面で提出する際には、申告書などの正本（提出用）のみを提出（送付）していただきますようお願いいたします。

お問合せ ●確定申告に関する電話相談 国税局電話相談センター ☎ 0570-00-5901
●電話相談以外のお問合せ 佐原税務署 個人課税部門 ☎ 0478-54-1331
●マイナンバーカードに関するお問合せ 役場住民課住民係 ☎ 76-5401

◆成田国際空港公共事業の対象者の方へ

- 譲渡所得のうち、成田国際空港株式会社（以下 NAA）に不動産などを売却した方は、役場で申告の相談を行います。事前個別相談で作成した申告用の書類と、NAA から送られた各種証明書をお持ちください。
- 上記以外の所得がある場合は、併せて申告が必要となります。「申告に必要なもの」を参考に必要書類をご用意ください。事前相談していない譲渡所得がある場合など、役場でお受けできない内容を含む場合は佐原税務署で申告をお願いします。

◆町県民税の申告が必要な方

- ① 確定申告が不要な方で、農業・営業・不動産などの収入がある方
- ② 収入が全くないが、家族の税金上の扶養になっていない方（扶養になっているか源泉徴収票などでご確認ください）
- ③ 令和6年中の所得が給与のみで、勤務先から町へ給与支払報告書が提出されていない方（勤務先で提出の有無をご確認ください）

◆申告をしないと…

国民健康保険税の軽減対象にならない、こども園の保育料などが正しく決められない、所得証明書が発行できないなど、所得に関わる行政サービスが受けられない場合があります。

お問合せ ●税務課課税係 ☎ 76-5402

確定申告が始まります ～期限内に正しく申告しましょう～

申告書受付および相談期間

2月17日(月)から3月17日(月)

【土・日曜日・祝日を除く】

確定申告書の提出のみの方

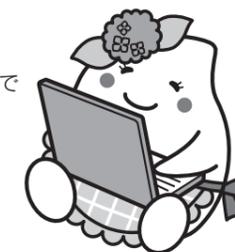
自宅などで作成した確定申告書は上記の期間中、役場1階税務課で受け付けます。
申告者のマイナンバー確認を行いますので、マイナンバーカードをお持ちください。
※マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーが記載されたもの（通知カードなど）と、運転免許証など顔写真付きの「本人確認書類」をお持ちください。

確定申告相談

相談時間 ●午前の部：午前9時から正午まで 午後の部：午後1時から5時まで
相談会場 ●役場2階 第4会議室（提出のみの場合は1階 税務課窓口で受け付けます）
※順番になりましたら、予約時にお聞きした電話番号にご連絡します。お車など、すぐにお越しになれる場所でお待ちください。

休日相談日

仕事などで、平日相談に来ることができない方のために、休日相談を行います。
相談日 ● 2月23日(日・祝)・3月9日(日) ※予約方法・相談時間・会場は、平日と同じです。



申告相談の受付方法は「事前受付(予約制)」です!

予約方法は、『電話予約』と、スマートフォンからの『LINE予約』があります。

電話予約(予約専用回線) ☎ 0479-85-8355

受付時間 ●平日 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時は除く)
申告に必要な資料などをお手元にご準備の上、お電話をお願いします。
※この回線は予約専用です。申告相談などはお受けできません。

LINE予約(多古町公式LINEより)

多古町公式LINEの「多古町役場LINE支所」の予約タブから確定申告を選択して、予約をお願いします。
LINE予約は曜日や時間に関わらず、いつでも予約が可能です。

2月12日(水)
より
受付開始!

〈申告に必要なもの〉

- マイナンバーカード
※マイナンバーカードをお持ちでない方は「マイナンバーが記載されたもの（通知カードなど）」と免許証やパスポートなどの顔写真付きの「本人確認書類」を持参ください。
※控除対象配偶者や扶養親族・事業専従者はマイナンバーの記載が必要です。
 - 「確定申告のお知らせ」はがき(税務署から送付された方)
 - 還付または納税用の預貯金口座番号(本人名義のもの)
 - 給与や年金の源泉徴収票(原本)
※勤務先から源泉徴収票がもらえない場合は、佐原税務署へご相談ください。
 - 事業所得者は、諸帳簿、領収書など収入と経費が分かるもの
 - 生命保険料や地震保険料の控除証明書、国民年金保険料控除証明書、医療費控除の明細書など控除を受けるための書類
 - 前回提出した申告書の控え(昨年申告をした方)
- ※所得の種類や申告の内容によって必要となる書類が異なります。

〈注意点〉

- 土地建物や株式等の譲渡所得、山林所得、肉用牛の所得がある方は、町での申告相談は受け付けできませんので、佐原税務署で申告をお願いします。申告書の提出のみ税務課で受け付けます。
※成田国際空港公共事業対象の譲渡所得を除く。
- 消費税申告書の作成およびインボイス制度に関する内容は、佐原税務署にご相談ください。
- 相談内容が複雑な方は、佐原税務署へご案内する場合があります。
- 営業・農業・不動産収入がある方は「収支内訳書」、医療費控除を受ける方は「医療費控除の明細書」を必ず事前に作成または資料を取りまとめの上、お越しください。

お問合せ ●税務課課税係 ☎ 76-5402
●佐原税務署 ☎ 0478-54-1331